

総社市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第28号

総社市個人情報保護条例の一部を改正する条例

総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 <u>(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> <u>(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(目的外の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、保有する個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、個人情報の収集目的の範囲を超えた利用又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。 2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略</p> <p>(目的外の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報の収集目的の範囲を超えた利用又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。 2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(特定個人情報の目的外利用の制限)</u>  <u>第8条の2 実施機関は、特定個人情報の目的外利用をしてはならない。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用をすることができる。</u>  <u>(特定個人情報の提供の制限)</u>  <u>第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(オンライン結合による提供の制限)  第10条 略  <u>2 前項の規定は、特定個人情報については適用しない。</u></p> <p>(自己情報の開示請求)  第15条 略  <u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項に規定する開示請求をすることができる。</u>  (開示しないことができる自己情報)  第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。  (1) 略  (2) <u>開示請求をした者（以下「開示請求者」という。前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。以下この条において同じ。）以外のものに関する情報を含む自己情報であつて、開示することにより当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるとき。</u>  (3)～(7) 略</p> <p>(自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る請求)  第19条 略</p>	<p>(オンライン結合による提供の制限)  第10条 略</p> <p>(自己情報の開示請求)  第15条 略  2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する開示請求をすることができる。</p> <p>(開示しないことができる自己情報)  第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。  (1) 略  (2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外のものに関する情報を含む自己情報であつて、開示することにより当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるとき。  (3)～(7) 略</p> <p>(自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る請求)  第19条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 何人も、<u>第8条から第8条の3までの制限を越えて自己情報(情報提供等記録を除く。)</u>の目的外利用等が行われていると認めるときは、<u>実施機関</u>に対して当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。</p> <p>4 略 (開示請求等の手続)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 開示請求等をしようとする者は、当該開示請求等に係る自己情報の本人又はその<u>代理人</u>であることを確認するために必要な書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(開示等の実施)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自己情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る自己情報の本人又はその<u>代理人</u>であることを確認するために必要な書類で規則で定めるものを提示しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>実施機関は、第22条第1項の規定により、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第29条 他の法令等(情報公開条例を除く。)の規定により自己情報<u>(特定個人情報を除く。)</u>の開示、訂正等を求めることができるときは、その定めるところによる。</p>	<p>2 略</p> <p>3 何人も、第8条の制限を越えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、<u>実施機関</u>に対して当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。</p> <p>4 略 (開示請求等の手続)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 開示請求等をしようとする者は、当該開示請求等に係る自己情報の本人又はその<u>法定代理人</u>であることを確認するために必要な書類で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(開示等の実施)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自己情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る自己情報の本人又はその<u>法定代理人</u>であることを確認するために必要な書類で規則で定めるものを提示しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第29条 他の法令等(情報公開条例を除く。)の規定により自己情報の開示、訂正等を求めることができるときは、その定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。